

貸室のあり方見直しの基本的な考え方（案）

1 貸室を取り巻く状況

区はこれまで、施設の設置目的の実現に向けて貸室を整備し、区民の利用に供することで、設置目的に沿った活動を支え、区民福祉の向上、区民生活の充実に大きな役割を果たしてきた。併せて、団体登録制度を整備することで、施設の設置目的に沿った活動を支援するとともに、各団体の活動の場の拡大や施設の有効活用、地域の様々な活動団体の交流・連携を深める観点から、一部施設の相互利用を図ってきたところである。

近年、社会状況の変化に伴う人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、特定の目的に紐づけられないような分野横断的かつ多種多様な区民活動が、以前にも増して多くみられるようになっている。

令和4年5月改定の区有施設見直し計画（令和4年度～令和8年度）では、多様な区民活動に適切に対応していくため、公の施設使用料の次期改定（令和7年度）に合わせて、住区会議室や社会教育館等の貸室の位置付けの変更、団体登録制度の見直し、使用料算出方法の見直しといった視点を踏まえて、貸室のあり方の見直しに向けて検討を進めることとしている。

現在、区有施設見直しのリーディングプロジェクトである目黒区民センター見直し、学校施設の計画的な更新に伴う周辺施設の複合化など、貸室のあり方に関連する取組が同時並行的に進められているところであり、大きな転換点を迎えている。

こうした状況や、区がこれまでに示してきた区有施設見直しの基本的な考え方を踏まえながら、施設サービスの持続可能性を見据えて、貸室のあり方の見直しを進めていく必要がある。

【貸室のあり方に関する取組】

○ 目黒区民センターの建て替え

区有施設見直しのリーディングプロジェクトである目黒区民センターの建て替えでは、新たな目黒区民センターの基本構想（令和3年10月）において、将来にわたり区民の多様な活動に柔軟に応えられる空間の実現に向けて、「施設ごとの貸室」という考え方を改め、一律の位置付けの貸室を整備することとした。当該取組は当区における区有施設見直しのモデルケースとして、今後の施設整備等に適用していくこととしている。

○ 学校施設の計画的な更新

目黒区学校施設更新計画（令和3年3月）では、今後30年間で学校施設の計画的な更新を行っていくとともに、教育環境の整備・充実、地域と学校との連携や地域のコミュニティ活動の強化のため、学校施設と住区会議室、老人いこいの家、社会教育館等との複合化・多機能化により、効率的な施設活用を図ることとしている。

○ 地域活動拠点のあり方

コミュニティ施策の今後の進め方（平成29年12月）では、地域の様々な活動団体が連携・協力するための仕組みづくり、団体同士の連携・協力の関係を構築することとし、地域の活動団体の「身近な活動場所」は、今後も維持・活用することとしている。

この考え方を踏まえ、目黒区基本計画（令和4年度～令和13年度）では、今後の住区会議室について、一般貸出を行う「集会施設機能」と地域コミュニティを支える団体の活動拠点となる「地域活動拠点機能」を分離したうえで、「集会施設機能（貸室）」については、複合化・多機能化を図りながら効果的・効率的な施設としていくこととしている。

2 見直しの目的

- 多様な区民活動を支援し、更なる充実を図っていくため、現在、団体登録制度の運用により実施している一部の施設の相互利用にとどまらず、区民の誰もが幅広く柔軟に利用可能な空間とする。
- 様々な団体による多様な区民活動を支援するとともに、団体間の情報交換や連携・協力を促し、多世代交流や相乗効果を生み出すことで地域コミュニティの一層の活発化を図る。
- 様々な団体の幅広い活動について、より多くの目に触れてもらうことで、団体活動の認知度向上及び活動の充実につなげる。
- 効果的、効率的な管理・運営を実現し、多くの用途で利用できる施設としていく。
- 施設の快適性・安全性の確保を図るとともに、施設総量の適正化、財政負担の軽減を見込む。

3 貸室の範囲

区が設置する各施設の貸室は別紙のとおりである。

なお、老人いこいの家については、運営方法等が他の施設とは異なるものの、住区会議室等と同様、住区センター構成施設として地域コミュニティ形成を担う機能を有していることから、世代を超えて地域の様々な人が集まる交流の場としての機能拡充を図るとともに、広く多世代の交流を推進することで、生きがいづくりや健康づくりを更に促進していく観点から、貸室として取扱うことで、区有施設見直し計画（令和4年度～令和8年度）に掲げるとおり、効果的・効率的な運営を図る。

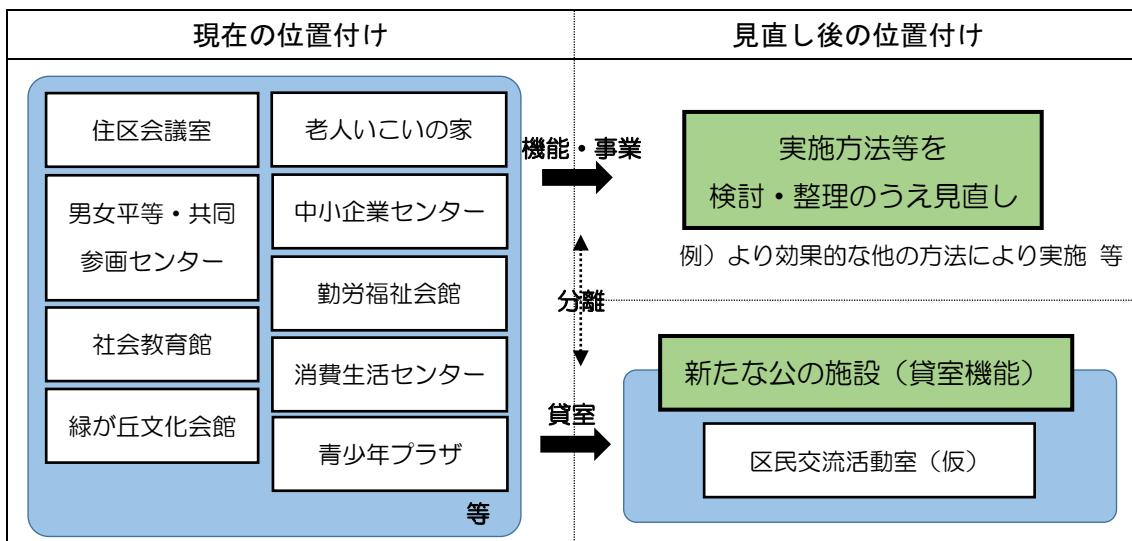
4 見直しの基本的な考え方

貸室を取り巻く状況を踏まえながら、多様な区民活動に適切に対応し、様々な団体や区民同士の交流・連携・協力を促すことで、活動の支援、充実を一層図っていく観点から、貸室のあり方見直しの基本的な考え方を以下のとおりとする。

(1) 貸室の位置付けの見直し

各施設の貸室で行われてきた設置目的に沿った様々な活動を広く区民活動と捉えることで、各施設の条例に基づき設置している「施設ごとの貸室」から転換し、一律、多様な区民活動の支援、区民相互の交流促進等を目的とする「区民交流活動室（仮）」に位置付け、区民の誰もが幅広く利用できる空間としていく。

位置付け見直しイメージ



なお、利用形態の特殊性や施設の性質、利用実態等を鑑み、一律の位置付け見直しにそぐわない貸室（文化ホール等）については、別途検討を行うこととする。

(2) 団体登録制度の見直し

幅広い区民活動を支える観点から、各々の設置目的に沿った活動を支援する現行の団体登録制度を見直し、新たな団体登録制度への移行を行う。

なお、制度移行後も、社会状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ることとする。

現行団体登録制度	新団体登録制度
地域活動団体	
社会教育関係団体	現行団体を下記3つの団体区分に移行する。
青少年団体	・登録団体 施設の設置目的に沿った活動を行う区民団体
男女平等・共同参画センター利用団体	・一般団体 登録団体以外の区民団体
消費者活動団体	・その他団体 上記以外の団体
エコプラザ利用団体	
心身障害者関係団体	
芸術文化活動団体	

新たな団体登録制度における登録要件・主な優遇策

団体区分	主な登録要件（※1）	主な優遇策（※1）
登録団体	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿った活動を行うこと。 ・営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とした団体ではないこと。 ・構成員が5名以上であること。 ・構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学であること。 	
一般団体	<ul style="list-style-type: none"> ・営利活動、宗教活動又は政治活動を専ら目的とした団体ではないこと。 ・構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学であること。 	団体区分に応じて、利用申込時期、使用料額に係る優遇策を検討する。
その他団体	上記の要件を満たさない団体	

※1 団体区分や団体名称、要件、優遇策の詳細は、今後改定を行う公の施設使用料の見直し方針の中で示すこととする。

(3) 利用時間割の見直し

柔軟な貸室利用に対応するとともに、利用枠を拡大し、より多くの区民が利用しやすいよう運用する観点から、貸室の利用時間割について、各施設の利用実態を踏まえたうえで現在の3区分（午前・午後・夜間）から見直しを行う方向で検討する。

例）4区分（午前・午後①・午後②・夜間）への見直し 等

5 見直しの時期

令和7年度の次期公の施設使用料改定に合わせて一斉に行う。

6 貸室見直しに合わせて検討すべき事項

(1) 学校開放など学校施設を含む行政財産の使用に係る適切な受益者負担の導入

学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化により、学校施設は地域に開かれた空間となっていくこと、施設更新の財政負担に留意する必要があることから、公の施設使用料の見直し方針（平成24年度改定）に掲げるとおり、学校開放など学校施設を含む行政財産の使用に係る適切な受益者負担の導入についても、令和7年度に合わせた見直しに向けて検討の加速化を図る。

(2) 施設利用申込手続き及び使用料支払方法

貸室利用者の利便性向上に向け、利用申込手続きの見直しを図るとともに、使用料支払におけるキャッシュレス決済の導入について、令和7年度の貸室の見直しに合わせて具体化に向けた検討を進めていく。

(3) 使用料算定方法の見直し

貸室の見直しに伴い使用料算定方法についても見直しを図ることとし、詳細は令和5年度に改定を予定している公の施設使用料の見直し方針の中で整理を行う。

(4) 効果的、効率的な施設利用

貸室の見直しを図ることで、行政目的の実現や特定の団体・利用者等の活動機会が著しく損なわれることのないよう留意するとともに、タイムシェア等を活用した効果的、効率的な施設利用について方策を講じる。

また、位置付けの見直しについて別途検討を行う施設についても、利用実態を踏まえたうえで、施設の効果的な相互利用について検討する。

(5) 区民の利用実態に合わせた貸室総量の検討

貸室の見直しを進めるとともに、貸室の総量については、区有施設見直し計画（令和4年度～令和8年度）の考え方を踏まえ、複合化・多機能化を図りながら各地域における利用実態に合わせた規模としていくとともに、「利用率」を1つの指標として、効果的・効率的なものとしていく。

以 上

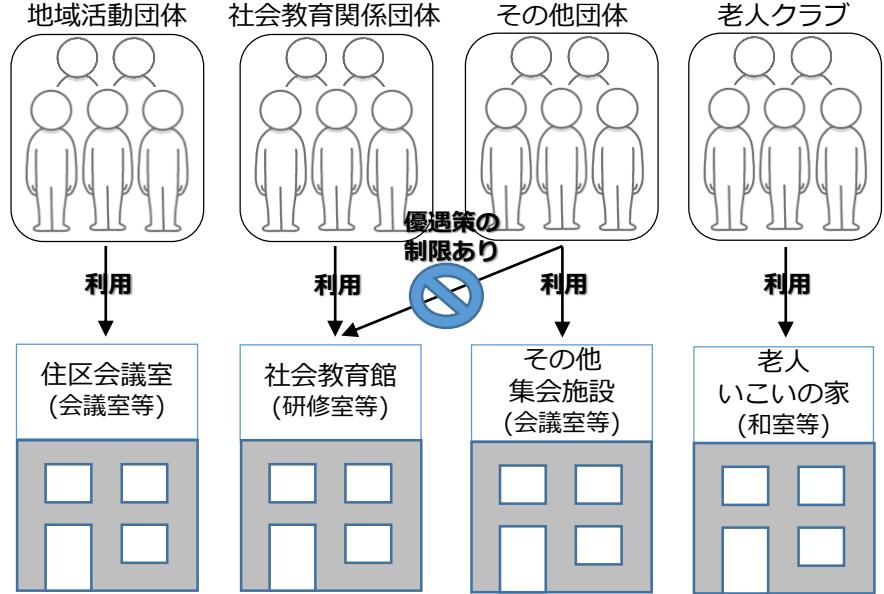
貸室の範囲

施設名	施設数	室数	条例	設置目的（条例から抜粋）
住区会議室	24	112	目黒区立住区会議室条例	住区におけるコミュニティの形成に資するため。
男女平等・共同参画センター	1	3	目黒区男女平等・共同参画センター条例	女性問題の解決及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会の実現に資するため。
中小企業センター	1	4	目黒区中小企業センター条例	目黒区における中小企業の振興を図るため。
勤労福祉会館	1	6	目黒区勤労福祉会館条例	主として中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図るため。
消費生活センター	1	1	目黒区消費生活センター条例	区民の消費生活の安定及び向上を図るため。
老人いこいの家	24	96	目黒区立老人いこいの家条例	区内に居住する老人に施設を公開し、老人の福祉を増進するため。
社会教育館	4	30	目黒区立社会教育館条例	地域の生活に即した社会教育活動を通して、区民の教養及び情操を高め、生活文化の向上に資するため。
青少年プラザ	1	12	目黒区青少年プラザ条例	青少年の自主的な社会教育活動を通して、青少年の健全な育成を図るため。
緑が丘文化会館	1	13	目黒区緑が丘文化会館条例	区民の教養及び情操を高める機会及び場所を提供することにより、地域社会における社会教育の振興及び生活文化の向上を図り、コミュニティの形成に寄与するため。
高齢者センター	1	3	目黒区高齢者センター条例	高齢者が心身の健康を維持し、生きがいのある自立した生活を送ることができるよう相談・指導及び援助を行うことにより、高齢者の福祉の増進を図るため。
心身障害者センター	1	3	目黒区心身障害者センター条例	心身障害者に対し、各種のサービス及び社会との交流の場を提供することにより、その自立を促進し、もって心身障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため。
めぐろパーシモンホール	1	8	目黒区文化ホール条例	目黒区における芸術文化の振興を図り、もって区民生活の向上に資するため。
中目黒G T ホール	1	1	目黒区文化ホール条例	同上
エコプラザ	1	1	目黒区エコプラザ条例	資源及びエネルギーの有効利用等環境への負荷の低減に関する普及啓発並びに環境への負荷の低減に関する区民等の自主的活動の支援を行うことにより、地域及び地球の環境保全に資するため。
合計	63	293		(令和4年6月現在)

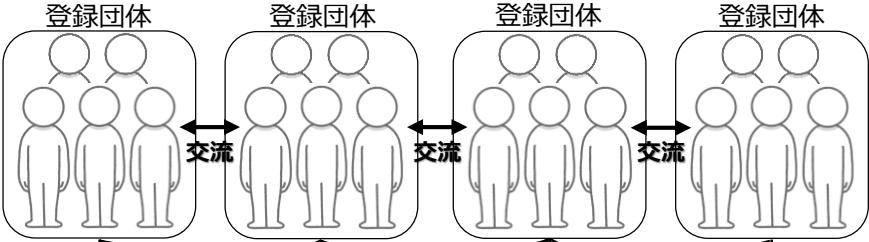
貸室のあり方見直しイメージ

参考

現在（～令和7年度）



見直し後（令和7年度～）



現在の貸室利用

- 「施設ごとの貸室」が整備され、それぞれの施設設置目的に沿った利用が想定されている（一部相互利用あり）。
- 各施設に紐づく登録団体に対して利用申込時期や使用料の優遇策を講じているが、他の施設を利用する際には優遇策に制限がある。

見直しのポイント

- 全て一律の会議室等となり、活動機会・活動場所が広がる！
- 区民の誰もが幅広く柔軟に利用できる部屋となる！
- 様々な団体の多様な活動が施設を超えて展開されることで、団体間の交流・連携・協力が促進される！
- 幅広い活動が多くの目に触れることで、団体活動の認知度向上・活動の充実につながる！

対象の貸室

住区会議室、社会教育館、老人いこいの家、男女平等・共同参画センター、中小企業センター、勤労福祉会館、消費生活センター、青少年プラザ、緑が丘文化会館 等

各施設のもつ事業・機能

現在、各施設で実施している事業（各種講座・講演会の実施等）や担っている機能は、今後、検討・整理を行ったうえで見直しを図る。
例）より効果的な他の方法により実施する 等